

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

		連 結 業 度	結 業 年 度	法人名		
当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連 結 留 保 所 得 金 額 (別表四の二「55の②」)	1	円	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「55の①」)	17	円
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非 適 格 合 併 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額 (別表四の二「44」)	18	
	連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外 国 子 会 社 等 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19	
	前 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額 (別表四の二「9」)	20	
	当 期 末 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八の二「14」から連結法人間配 当等の額に係る金額を除いた金額)	21	
	連 結 法 人 税 額 及 び 連 結 地 方 法 人 税 額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10」の 外書-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)	6		法 人 税 額 の 還 付 金 等 (過 誤 納 及 び 中 間 納 付 額 に 係 る 還 付 金 を 除 く。) (別表四の二「23」+「26」)	22	
	各 連 結 法 人 の 住 民 税 額 の 合 計 額 (別表三の二付表「13」の合計額)	7		連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表四の二「46」)	23	
	当 期 連 結 留 保 金 額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表四の二「7」)	24	
	連 結 親 法 人 の 期 末 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	9		新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「34」の合計額)	25	
	同 上 の 25 % 相 当 額	10		対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表「35」の合計額)	26	
	期 首 連 結 利 益 積 立 金 額 (別表五の二(一)「20の①」)-(4)	11		対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「36」の合計額)	27	
	期 中 増 減			沖 縄 の 認 定 法 人 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(一)「14」+「16」+「17」)	28	
	適 格 合 併 等 に よ り 増 加 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	12		国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表三の二付表「38」の合計額)	29	
	適 格 分 割 型 分 割 等 に よ り 減 少 し た 連 結 利 益 積 立 金 額	13		国 際 戦 略 総 合 特 別 区 域 に お け る 指 定 特 定 事 業 法 人 の 連 結 所 得 の 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「39」の合計額)	30	
	期 末 連 結 利 益 積 立 金 額 (11)+(12)-(13)	14		収 入 等 の 場 合 等 の 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十の二(二)「18」+「31」+「34」+「37」+ 「40」)又は別表十の二(二)「47」)	31	
	積 立 金 基 準 額 (10)-(14)	15		肉 用 牛 の 売 却 に 係 る 連 結 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表三の二付表「41」の合計額)	32	
			連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)	33		
			課 税 対 象 金 額 等 の 益 金 算 入 額 (別表三の二付表「43」の合計額)	34		
			連 結 所 得 等 の 金 額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+ (23)+(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+ (29)-(30)+(31)+(32)+(33)-(34)	35		
			所 得 基 準 額 (35)×40%	36		
			連 結 留 保 控 除 額 (15)、(16)又は(36)のいずれか多い金額)	37		
定 額 基 準 額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16		課 税 連 結 留 保 金 額 (8)-(37)	38	000	
連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算						
課 税 連 結 留 保 金 額			税 額			
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (38)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	39	000 円	(39) の 10 % 相 当 額	43	円	
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((38) - (39)) 又は (1 億 円 × $\frac{1}{12}$ - (39)) の い ずれか少ない金額)	40	000	(40) の 15 % 相 当 額	44		
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (38) - (39) - (40)	41	000	(41) の 20 % 相 当 額	45		
計 (38) (39) + (40) + (41)	42	000	計 (43) + (44) + (45)	46		